

日本から諸外国への盆栽の輸出条件（貨物）

（ゴヨウマツ、クロマツ、ニシキマツ、シンパク、イチイ、サツキ）

（2019年12月1日現在）

	輸出相手国	ゴヨウマツ	クロマツ	ニシキマツ	シンパク	イチイ	サツキ	根回りの培養資材	備考
アジア	インド	P	P	P	△	△	△	×	
	インドネシア	P	P	P	P	P	P	×	
	韓国	×	×	×	○	○	○	×	果樹類及び実をつける樹種は韓国での隔離検査あり
	シンガポール	○	○	○	○	○	○	備考参照	根回りの培養資材を伴う場合は、輸出時に消毒及び土壌検査が必要
	タイ	○	○	○	○	○	○	×	
	台湾	○	○	○	○	○	☆	×	
	中国	×	×	×	P	P	P	×	
	ベトナム	P	P	P	P	P	P	×	
	香港	P	P	P	P	P	P	×	
	マレーシア	P	P	P	P	P	P	×	森林樹木と判断された樹種は禁止対象
中東	トルコ	☆	☆	☆	☆	☆	☆	備考参照	根回りの培養資材は輸出時に除去又は消毒が必要 ※2
欧州	EU28ヶ国※1	☆	×	×	☆	☆	☆	備考参照	根回りの培養資材は輸出時に除去又は消毒が必要 ※2
	スイス	P☆	×	×	P☆	☆	☆	備考参照	根回りの培養資材は輸出時に除去又は消毒が必要 ※2
北米	米国	P☆	×	×	P☆	P☆	P☆	×	シンパクは米国での隔離検査あり
	カナダ	×	×	×	×	P	P	×	
中南米	ブラジル	△	△	△	△	△	△	×	
大洋州	オーストラリア	×	×	×	×	P	P	×	

【表中記号について】

- 日本で輸出検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
- P 輸出検査前に相手国の「輸入許可証(PERMIT)」の取得が必要です。輸出検査は輸入許可証に記載された条件に従って行います。
- ☆ 特別な条件(栽培地検査等)を満たしたものののみ輸出できます。
- △ 相手国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
- ×

※1 EU28ヶ国: アイルランド、英国、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア

※2 EU、スイス、トルコ向けは熱処理済の赤玉土、鹿沼土の使用可

注1 諸外国の検疫規制は変更されることがあります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の受入条件の確認をお勧めします。

注2 輸出相手国の輸入許可証に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局又は植物検疫当局に確認するか、あるいは対象国の在日大使館にお問い合わせください。

注3 日本での検査手続については、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。